

相 談 事 例

ID : 03-01-064

相談タイトル

賃貸住宅退去後に支払った家賃の返還について

Q：ご相談内容

借りていた賃貸住宅を退去したが、3ヶ月分の家賃の過払いがあり、管理会社に問い合わせたところ、家賃のことなので、賃貸人である不動産会社に問い合わせるよう言われ、問い合わせたが、待ってくれるよう言われたきり、過払い家賃の返還をしてくれない。消費生活センターに聞いたら住まいの相談センターに問合せるよう言われた。どのように対応したら良いか。

A：回答

どのように対応したらと言うことですが、当事者間の賃貸借契約があり、その契約解除に伴い家賃過払いの債権が相談者（賃借人）に発生している状態と言うことですので、賃貸人（不動産会社）に過払い家賃の返還を要求すると言うことが基本となります。対応を催促しても相手方不動産業者が応じないという状況になれば、法的な返還方法の対応について弁護士等に聞いていただくことになると思います。住まいの相談センターでは相談者（賃借人）の方に代わって相手方不動産業者に話しをすることは行っておりません。